



平成 29 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ダ マ ツ  
代表者の役職氏名 代表取締役 貞松隆弥  
社 長  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6 )  
問い合わせ先 取 締 役 磯 野 紘 一  
業 務 部 長  
電 話 番 号 0 3 - 5 7 6 8 - 9 9 5 7

## 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年10月13日開催の取締役会において、会社法の定めに基づき、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）に係る定款の一部変更を決議するとともに、平成29年11月29日開催予定の当社第54回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に株式併合（10株を1株に併合）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

この取り組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成30年3月1日

##### (4) 変更の条件

本総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、10株を1株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）の実施を本総会に付議いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の効力発生日

平成30年3月1日とします。

③併合の方法・割合

平成30年3月1日をもって、同年2月28日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済み株式総数（平成29年8月31日現在）	11,620,000株
併合により減少する株式数	10,458,000株
併合後の発行済株式総数	1,162,000株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年8月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,966名（100.0%）	11,620,000株（100.0%）
10株未満	219名（7.4%）	257株（0.0%）
10株以上	2,747名（92.6%）	11,619,743株（100.0%）

本株式併合の結果、10株未満の株式を所有されている株主様219名（所有株式数の合計257株）が当社株主としての地位を失うこととなります。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

3,012,000株

なお、会社法第182条第2項及び第180条第2項第4号の定めに基づき、株式併合の効力発生日に、当社定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数が、現行の30,120,000株から3,012,000株に変更されたものとみなされます。

(7) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成30年3月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第10回新株予約権 平成28年12月7日取締役会決議	92円	920円

第11回新株予約権 平成29年5月23日取締役会決議	235円	2,350円
-------------------------------	------	--------

(8) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. (1) 変更の理由」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するとともに、「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,120,000</u> 株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,012,000</u> 株とする。
第7条（略）	第7条（同左）
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

(3) 変更の条件

本総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関する日程

取締役会決議日	平成29年10月13日
定時株主総会開催日	平成29年11月29日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年3月1日（予定）
定款変更の効力発生日	平成30年3月1日（予定）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日は平成30年3月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年2月26日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。この取り組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、投資単位（1単元株式の購入金額）について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 6 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年2月28日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,300株	1個	130株	1個	なし
例③	685株	なし	68株	なし	0.5株
例④	6株	なし	なし	なし	0.6株

株式併合の結果、端数株式が生じた場合（上記の例③④のような場合）はすべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金に関するご案内については、平成30年5月中旬頃にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7 株主併合後も、単元未満株式の買取りはしてもらえますか。

A7 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A8 特に必要なお手続きはございません。

Q9 今後のスケジュールを教えてください。

A9 具体的なスケジュールは、以下のとおり予定しております。

平成29年11月29日 定時株主総会  
平成30年2月23日 1,000株単位での売買最終日  
平成30年2月26日 100株単位での売買開始日  
平成30年3月1日 単元株式数の変更及び株式併合並びにこれらに伴う定款の一部変更の効力発生日  
平成30年5月中旬頃 端数株式処分（買取）代金の支払開始

Q10 株主優待に変更はありますか。

A10 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待の配布基準を次のとおり変更することを予定しております。  
(実質的な基準に変更はありません。)

**【平成29年8月末（現在の配布基準）】**

ご所有株式数	優待内容
1,000株以上	自社オリジナルジュエリー
3,000株以上	自社オリジナルジュエリー + お買物優待券10,000円分
6,000株以上	自社オリジナルジュエリー + お買物優待券20,000円分



**【平成30年3月1日（単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日）以降の配布基準】**

ご所有株式数	優待内容
100株以上	自社オリジナルジュエリー
300株以上	自社オリジナルジュエリー + お買物優待券10,000円分
600株以上	自社オリジナルジュエリー + お買物優待券20,000円分

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してのお問い合わせ、並びに単元未満株式の買取制度及びその他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
(連絡先)	東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料)
(郵送先)	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部